

消費税のインボイス制度(適格請求書等保存方式)の実施延期を 求める意見書

現在も新型コロナウイルス感染症の終息が見通せず、中小事業者や個人事業主、フリーランスなど小規模事業者の経営難や地域経済の疲弊が続いている。

この状況で、2023年10月からの消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式、以下「インボイス制度」という）の実施に向け、2021年10月1日より発行事業者の登録申請が開始された。

インボイス制度は、農業者やフリーランスも含めた全国500万もの小規模事業者や、70万人弱のシルバー人材センター登録者が、取引先や元請、業務委託先から取引を断られたり、値引きや単価引下げを求められたり、課税業者になるように要求されることで消費税納税を余儀なくされたりするなど、長年におわたって築き上げられてきた事業者間の商取引慣行を壊し、事業者免税点制度を実質的に廃止するものである。

中小事業者や個人事業主などは、コロナ禍での経営難から脱することに日々注力しており、インボイス制度に対応し理解を深める状況には至っていない。このことは、制度開始まで1年を切っているにもかかわらず、東京商工リサーチが、個人企業の登録率は1割に満たないと発表している（令和4年9月9日付）ことから裏付けられている。

また、最近では、ペンネームで活動するクリエイター（イラストレーターなど）の本名が明らかになってしまうこと（本名バレ）がインターネットを中心に大きな話題となり、国税庁の公表サイトが令和4年9月22日に停止する事態になった。フリーランスが多いとされるクリエイターの匿名性が失われることは、制度のあるべき姿とは別の角度・見地から、新たな課題・問題を浮き彫りにした。

これらのことから、多くの中小事業者や税理士団体が、インボイス制度の開始に対し「凍結」「延期」「見直し」を表明し、疑問や懸念の声を上げている。コロナ禍を克服し、新しく構築すべき経済や社会においては、地域に根差し活動している中小事業者・個人事業主、フリーランスの存在が不可欠である。

よって、国及び政府にインボイス制度の実施を延期することを要望するもの

である。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月16日

名取市議会議長 菊地 忍

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

経済産業大臣 殿

財務大臣 殿